講評

香川高等専門学校 准教授 宮崎 耕輔



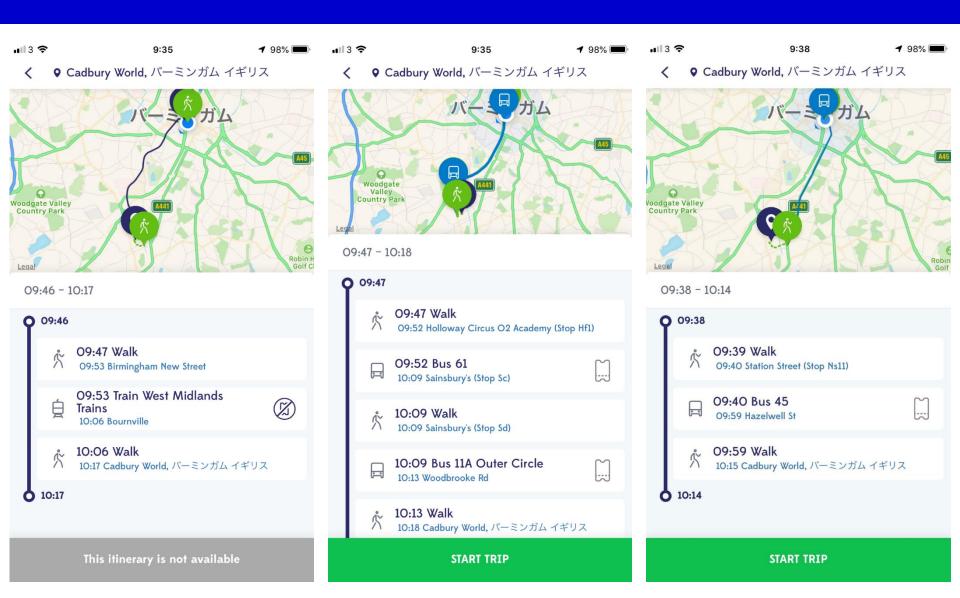
バスのりば案内

photo: Kosuke Miyazaki (23rd December 2019)

ふりかえり(1)

- 本日のテーマは, 「交通事業者間の連携方法」
- MaaS(Mobility as a Service)等を推進するため には,関係者間の連携が極めて重要!
 - 連携ができるのは信頼関係があってのみ!

バーミンガム での Whim の検索結果の例 (2018年12月の状況)



ふりかえり(2)

- 『交通事業者間の連携』は,対話が重要!
 - とはいうものの, 対話すらできない (テーブルに着くことすらできない場合が少なくない).
 - 対話のきっかけは様々!
 - たとえば、沼津市役所の取組みから
 - 「各主体の目線からの課題の抽出」により,多方面からの 気づきを明確化
 - »利用者目線
 - »事業者目線
 - » 行政目線
- 担当者レベルで合意ができても、それぞれの組織の 上司を説得しなければ、前に進めない!
 - 上司を説得することが重要!
 - 小さな成功体験の積み重ね、など、

まとめにかえて

関係者の責務と役割(交通政策基本法から)

法政上,財政上の措置等 (第13条)

国の責務(第8条)

- 基本理念にのっとり, 交通に関する 施策を総合的に策定・実施
- 情報提供等による国民等の理解の増進と協力の確保

地方公共団体の責務(第9条)

- 基本理念にのっとり,国と適切な枠割り分担の下,その区域の諸条件に 応じた施策を策定・実施
- 情報提供等による住民等の理解の増 進と協力の確保

関係者の連携・協力(第12条)

事業者等の責務(第10条)

- 業務を適切に実施するとともに,国・地方公共団体の施策に協力
- 基本理念にのっとり,業務の実施に 当たって正確・適切な情報提供

国民等の役割(第11条)

- 基本理念についての理解を深め,自 ら取り組むことができる活動を主体 的に実施
- 国・地方公共団体の施策に協力
 - →基本理念の実現に積極的な役割